

令和7年9月26日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、地崎道路株式会社（東京都港区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
地崎道路株式会社	東京都港区港南 2 - 1 3 - 3 1

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 9 月 2 6 日から令和 7 年 1 2 月 2 5 日まで（3 ヶ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和 7 年 9 月 2 日、宇都宮国道事務所発注の「R 7 国分寺出張所管内交通安全対策工事」において、落札者として通知を受けたが、予定技術者を配置できないとの理由により、契約締結を辞退した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、落札決定後に契約締結を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 1 5 号>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上9 ヶ月以内